

# 横浜地裁本庁における管財手続と同時廃止手続との振り分け基準

平成29年 8 月

横浜地方裁判所第 3 民事部破産係

横浜地裁本庁では、自然人の自己破産事件のうち、原則として、次の 1 から 6 までのいずれかの類型に当てはまる場合には管財手続で、それ以外の場合には同時廃止手続で事案を進めています。

## 1 清算型

債務者が保有している個々の資産（預金、保険解約返戻金、退職金債権の 8 分の 1、自動車などのいずれか）が 20 万円（現金の場合は 33 万円）以上の場合

99 万円までの現金が自由財産とされていますが（破産法 34Ⅲ①、民執法 131③、民執法施行令 1 条）、現金が 33 万円（標準世帯の 1 か月間の必要生計費、民事執行法 131 条 3 号、同法施行令 1 条）以上の場合、他にも財産を有している可能性・蓋然性があることから、管財事件で進めることとなります。

また、自由財産の拡張の制度（破産法 34Ⅳ）は、同時廃止手続において適用されるものではなく、また、管財手続と同時廃止手続との振り分け基準に影響を及ぼすものでもありません。したがって、20 万円以上の個々の資産を保有する場合は、管財手続で進めることとなります。

すなわち、預金が 13 万円、保険解約返戻金が 10 万円といったように、個々の資産項目が 20 万円未満である場合は同時廃止手続での処理が可能ですが、預金が 21 万円、保険解約返戻金が 2 万円である場合は管財手続で進めることとなります。両事案の取扱いの違いは主として管財業務の効率化という観点に基づくものです。

なお、預金については、口座が数口ある場合、その総額が 20 万円以上か否かが基準となります。保険解約返戻金についても同様です。

退職金債権については、破産手続開始（≡申立て）時点において自己都合によって退職した場合の支給見込額の 8 分の 1 が 20 万円以上か否かが基準となります。ただし、破産手続開始後間近に現実に退職する予定である場合は、4 分の 1 が基準となります。

この基準により管財手続で進めることとなった場合でも、換価予定の資産が預金や保険解約返戻金などの、現金と同視できる換価容易な財産である場合は、これを引継予納金に充てることもできる（預金等のほかに別途 20 万円の予納を求めることはしない）という取扱いにしております。このような取扱いを求める場合は、その旨を裁判官との面接の際に説明してください。

なお、20 万円未満（現金の場合は 33 万円未満）の個々の資産が積み重なって多額に

なった場合は、管財事件で進めることもあります。

## 2 法人併存型

申立人が法人の代表者で、法人とともに破産手続開始申立てをする場合

法人代表者については原則として法人も同時に申し立てていただく必要があります。

なお、この場合、法人の清算業務がほとんどないときは、法人・個人併せて最低 20 万円の予納金で管財手続を進めることが可能です。

法人の申立てをしない場合はその理由（既に破産手続が係属中あるいは終了済みである、任意整理済みである、代表職を他者に引き継ぎ営業を継続する予定であるなど。）を具体的に説明していただく必要があります。

## 3 資産調査型

①被担保債権の残額が時価の 1.2 倍未満の（1.2 倍以上のオーバーローン状態にない）不動産を所有していること、②個人事業者である（あった）こと、③負債総額が 5000 万円を超えること、④多数の債権者が存在することなどから、管財人による調査が必要と判断される場合

不動産の被担保債権の残額が評価額の 1.2 倍以上であり、他の要件にも該当しないときは、同時廃止手続で処理することが可能です。

## 4 偏ば弁済型

偏ば弁済行為があり否認権の行使により金銭その他の財産を取り戻す必要がある場合、または否認権の行使が可能か否かを管財人において調査する必要がある場合

## 5 不当利得型

利息の再計算による不当利得返還請求権の行使により、特定の債権者から金銭を取り戻す必要がある場合

## 6 免責調査型

免責不許可事由の存在が明らかであって、裁量免責の相当性について管財人の調査を必要とする場合

※ 管財手続となる破産事件を申し立てる場合には、「申立代理人の方へ（管財手続について）」をご覧ください。

以上

# 申立代理人の皆様へ

平成29年8月  
横浜地方裁判所第3民事部破産係

当庁では、平成29年8月1日以降に申し立てられる破産事件について、同時廃止事件と管財事件の振り分けに関する従前の運用を一部変更することになりました。そこで、同日以降に破産事件の申立てを行うに当たっては、この書面に記載された事項をご理解の上、調査等の準備を行い申立てをいただきますよう、お願い申し上げます。

## 1 同時廃止事件と管財事件の振り分けについて

### (1) これまでの基本的な考え方に変更はないこと

従前の取扱いでは、20万円以上の現金を債務者が有している場合や20万円以上の換価対象資産がある場合は、いわゆる少額管財手続の最低予納金ないし最低報酬額20万円を支弁することができることから、同時廃止決定をすることはできないとして、管財事件としておりました。

この取扱いのうち、20万円以上の換価対象資産があるか否かという点や、その資産の評価方法及び積算方法（預貯金や保険の解約返戻金など、費目・項目ごとに積算する。）に関しては、従前の取扱いからの変更はありません。また、資産調査が必要になる場合、法人や法人の代表者の場合及び個人事業者の場合など、その他の理由で管財事件に振り分けることになるという点も、何ら変更はありません。

このように、今般の運用の変更に当たっても、同時廃止事件と管財事件の振り分けに関する基本的な考え方には何ら変更はありませんが、下記のとおり、現金の取扱いについては、これまでの運用を変更します。

### (2) 現金の取扱いについて

従前の取扱いでは、20万円以上の現金を債務者が有している場合は、管財事件としておりましたが、変更後の取扱いでは、33万円以上の現金を債務者が有している場合に管財事件とすることになります。

この点に関し、現金99万円は法定自由財産とされていること（破産法34条3項1号、民事執行法131条3号、同法施行令1条）から、99万円までの現金は破産法216条1項の「破産財団」には当たらないと考えられますが、債務者が標準的な世帯の1か月間の必要生計費で

ある33万円（民事執行法131条3号，同法施行令1条参照）以上の現金を有している場合には，経験則上，他にも財産を有しているとの疑いを生じさせるということが出来るため，破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると「認めるとき」（破産法216条1項）には当たらないこととなりますから，同時廃止決定をすることはできないとして，管財事件に振り分けられることとなります。

### **(3) 変更後の取扱いについて**

以上のとおり，変更後の取扱いにおいては，33万円以上の現金を債務者が有している場合や，20万円以上の換価対象資産がある場合は，管財事件となります。

したがって，変更後の取扱いでは，例えば，債務者の保有資産が現金25万円及び解約返戻金相当額が15万円の生命保険契約である場合には，同時廃止事件に振り分けられることとなります。他方で，債務者の保有資産が現金25万円及び解約返戻金相当額が25万円の生命保険契約である場合には，20万円以上の換価対象資産が存するため変更後の取扱いでも管財事件となります。

## **2 個人の破産事件に関する申立書の書式の一部改訂について**

前記のとおり，同時廃止事件と管財事件の振り分けについて一部の取扱いを変更することに伴って，平成29年8月1日から，神奈川県弁護士会がホームページで公開している破産手続開始・免責許可申立書の書式が一部改訂されます。

改訂箇所は，申立書中の「財産目録（一覧）」について，「20万円を超える現金」に関する質問項目を「33万円以上の現金」に改めました。

## **3 まとめ**

平成29年8月1日以降に破産事件の申立てを行うに当たっては，ご留意をいただきますよう，お願い申し上げます。

以 上